

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 組織・体制の整備

##### 1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市地域防災計画に準じ、平素においてその準備のための業務を行うものとする。

##### 2 市職員の参集基準等

###### (1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、必要な市職員を迅速に確保できる体制を整備する。

###### (2) 24時間即応体制の確保

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防局との連携を図り、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

###### (3) 市の体制及び職員の参集範囲

市は、武力攻撃事態等に的確かつ迅速に対応するため、状況に応じて、の体制をとるものとし、各体制ごとの職員の参集範囲は、のとおりとする。

体制

事態の状況	設置基準	体制
事態認定前	ア 市内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の兆候が発見されたとき。	情報連絡本部体制
	イ 他の市町村で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき。	
	ウ その他危機管理部長が必要と認めるとき	
事態認定後	ア 情報連絡本部での対応が困難と認めるとき。	警戒本部体制
	イ 市内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき。	
	ウ その他市長が必要と認めるとき。	
事態認定後	市対策本部設置の通知がない場合	警戒本部体制
	市対策本部設置の通知を受けた場合	対策本部体制

## 参集範囲

体制	参集基準
情報連絡本部体制	危機管理部職員及びその必要な職員
警戒本部体制	原則として、すべての市職員。ただし、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する。
対策本部体制	すべての市職員

**(4) 職員への連絡手段の確保**

市は、武力攻撃事態等が発生した場合において、初動体制の確保のため、すべての市職員に速やかに連絡できる体制を整備するものとする。

特に、市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保する。

**(5) 職員の参集が困難な場合の対応**

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定するなどにより、事態の状況に応じた職員の参集を図る。

**(6) 職員の服務基準**

(3)の体制ごとの所掌事務は、市地域防災計画に準じて行う。

**(7) 本部体制の整備**

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、交代勤務体制の整備や食料の備蓄、自家発電設備の確保等を図る。

**3 消防機関の体制****(1) 消防局及び消防署における体制**

消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防局、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

**(2) 消防団の充実・活性化の推進等**

消防局は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、消防局は、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

更に、消防局及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

#### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

##### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護法の規定に基づき、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続き項目ごとに、担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】( )は、国民保護法の関係条項

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
損害補償 (法第160条)	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)
	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)	
訴訟に関すること。(法第6条、175条)	

##### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

### 1 基本的な考え方

市は、武力攻撃事態等への的確かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用しつつ、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

このため、市は、あらかじめ国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の担当部署を把握するとともに、それぞれの部署との連絡方法等について確認するものとする。

また、市は、関係機関による意見交換の場を設ける等により、平素から関係機関相互の意思の疎通を図るものとする。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（ファクシミリ）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう県警察と必要な連携を図る。

### 3 他の市町村との連携

#### (1) 他の市町村との連携

市は、他の市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における他の市町村相互間の連携を図る。

## (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

## 4 指定公共機関等との連携

### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について、最新の情報を常に把握しておく。

### (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防局とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう公益財団法人日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給や避難住民の輸送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会の核となるリーダーに対する研修等を通じて自主防災組織の育成強化を図るものとする。

また、自主防災組織の活動や自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための資機材の充実を支援する。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## 第3 通信の確保

### 1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

### 2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

### 1 基本的な考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等において、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

この場合、防災における体制を踏まえ、効率的かつ確実な情報の収集、整理及び提供に留意する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

##### 施設・設備に係る留意事項

ア 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線系・無線系(地上系・衛星系)等による通信ルートの多ルート化等)、関連機器装置の二重化等によりバックアップ体制の整備を図る。

イ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び連携の充実強化を図る。

ウ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

##### 運用面での留意事項

ア 非常通信設備・機器について、その機能の理解や操作の習熟に努めるとともに、実践的な通信訓練を行うなど、管理・運用体制の確立を図る。

イ 夜間・休日等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。

ウ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しつつ、武力攻撃事態等非常時における運用計画をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との間で、携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等について、あらかじめ可能な範囲で調整を図っておくこととする。

エ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を念頭においておくこととする。

オ 担当職員の役割・責任を明確化しておくとともに、当該職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員により代替できる体制を構築しておくこととする。

カ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の入手のために援護を要す

る者に対しても確実に情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備に努める。

### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新により、データベースの構築に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、当該情報の管理に留意しつつ、その共有化に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系防災行政無線の整備やデジタル化の推進を図る。

### (3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

### (4) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて宮崎海上保安部との協力体制を構築しておくものとする。

### (5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図るものとする。

### (6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる大規模集客施設等（学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設をいう。）について、あらかじめ県との役割分担も考慮して、それぞれの伝達先を定めておく

こととする。

### (7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努めるものとする。

## 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

### (1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理、及び提供の責任者を定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

### (2) 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいて把握しておくものとする。

また、市対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、関係機関に対して報告様式等を周知しておくこととする。

## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

### (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報（武力攻撃災害による被害の状況に関する情報をいう。）の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図っておくものとする。

### (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努めるものとする。

## 第5 研修及び訓練

### 1 基本的な考え方

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市職員の研修や実践的な訓練を通じて、国民保護措置の実施に必要な知識の習得や実施能力の向上に努めるものとする。

### 2 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治学院、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を実施する。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行うよう努めるものとする。

また、市は、市職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用することにより、研修がより効果的なものとなるよう配慮するものとする。

### 3 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施能力の向上を図る。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、宮崎海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるよう留意する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。この場合、国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用・準用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを一体的に実施する。

市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

避難誘導訓練及び救援訓練

### (3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救護等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うために必要となる訓練の実施を促す。

市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備するものとする。

#### 【収集・整理すべき基礎データ】

住宅地図
区域内の道路網のリスト
運送事業者輸送力のリスト
避難施設のリスト
備蓄物資、調達可能物資のリスト
生活関連等施設等のリスト
関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
消防機関のリスト
避難行動要支援者名簿

#### (2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応と同様、避難行動要支援者の避難対策を講じるものとする。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておくものとする。

#### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認しておくものとする。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、宮崎海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁作成のマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

## 3 救援に関する基本的事項

### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と協議するものとする。

### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、県と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

## 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力を行う。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民への周知に努めるものとする。

## 6 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）（平成27年4月21日一部変更）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

## 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	
	9号	ダム	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物、劇物	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	厚生労働省 農林水産省
	8号	毒薬、劇薬	
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

このため、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備については、国の整備・備蓄状況等国全体としての対応も踏まえながら、県と連携しつつ対応することとする。

#### (3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応するものとする。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備するものとする。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

備蓄倉庫等の市の管理する施設及び設備については、国民保護措置の実施も念頭におきながら、市地域防災計画に定める整備又は点検を実施するものとする。

#### (2) 上下水道施設の保守管理

上下水道施設については、武力攻撃等による被害が市民生活に与える影響を考慮して、市地域防災計画に準じて、その施設の保守管理を行う。

#### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の

成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 市民に対する啓発

### 1 基本的な考え方

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

また、武力攻撃災害が発生した場合は、行政の的確かつ迅速な対応に加え、住民や事業所等の自主的・積極的な防災活動が重要となる。

このため、市は、国民保護の意義や仕組み、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等について、広く住民の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて、国民保護に関する啓発を行うよう努めるものとする。

### 2 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施するよう努めるものとする。

なお、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発との連携を図るとともに、高齢者、障がい者、外国人等に対する啓発に配慮するものとする。

### 3 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、国が作成する啓発資料等を活用して住民への周知を図るものとする。

また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動並びにテロが発生した場合に住民がとるべき対処方法についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努めるものとする。

更に、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。